

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律
案に対する修正案 要綱

- 1 麻薬及び向精神薬取締法の麻薬の施用罪及びその前提となる禁止規定の対象から、大麻等を除くこととすること。

(麻薬及び向精神薬取締法第 27 条第 1 項、
第 66 条の 2 の 4 等関係)

- 2 大麻等の不正な所持、譲渡し、譲受け、輸入等に係る罰則について現行の大麻取締法の法定刑を維持することその他の罰則規定の整備を行うこと。

(麻薬及び向精神薬取締法第 66 条の 2 の 2、
第 66 条の 2 の 3、大麻草の栽培の規制に関する法律第 24 条等関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。